

## 裁 決 書

審査請求人 ○ ○ ○ ○  
処 分 庁 熊 取 町 長

審査請求人が令和5年4月18日付けで提起した情報不存決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を棄却する。

#### 第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、条例第5条第1項の規定により、令和4年12月15日に、処分庁に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
  - ・熊取町条例のうち、熊取町長または町職員が条例に規定された事務を適切に実施していないもの。
- 2 処分庁は、本件公開請求に対し、条例第11条の規定により本件処分を行い、令和4年12月28日付4熊総第3477号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和5年4月18日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、処分庁に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### 第2 審査関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、次の理由から、個人情報保護条例が情報公開請求の対象となる情報に該当するものと考えていることから、本件処分を取り消し、改めて公開の決定を求めている。

具体的理由を記載するため、熊取町が令和2年度に実施した町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務（以下「民営化事務」という。）において、同条例に基づき、虐待を受

けた児童およびその家族の個人情報（以下「児童虐待に係る個人情報」という。）を収集した事実焦点を当てる。

（１）条例第 7 条第 4 項「実施機関は、次に掲げる個人情報を収集等してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ不可欠と実施機関が認めるときは、この限りでない」

児童虐待にかかる個人情報は、同項に規定する個人情報に該当する。

民営化事務は、法令等で定められた事務ではないため、児童虐待に係る個人情報を収集するためには、民営化事務の目的を達成するために、児童虐待に係る個人情報が必要かつ不可欠と熊取町が認めなければならない。

（２）条例第 6 条「実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次の事項を町長に届け出なければならない。」「実施機関は、届出のあった事項を変更等使用するときには、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない」

民営化事務に係る個人情報取扱事務登録簿について、児童虐待に係る個人情報の項目が記載されておらず、また、あらかじめ町長に届出もなされていない。

また、同条第 2 項の規定による変更の届出についても、あらかじめ町長に届出がなされていない。

（３）条例第 7 条第 3 項「実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を本人以外から収集するときは、町長に届け出るとともに、次の事項を一般の縦覧に供さなければならない」

民営化事務については、町長への届出もなされていないし、一般の縦覧に供されていない。

前述の（１）～（３）の理由により、少なくとも個人情報保護条例に基づく事務は、その規定通り適切に実施されているとは言えない。

（４）町は「明記された文書を公開するものであり」と主張しているが、町は、令和 4 年 1 月 28 日付け 4 熊総第 3 4 7 6 号において、「告示をする旨の規定がある熊取町条例や規則の内、その規定に基づく告示の事由が発生したにもかかわらず、告示をおこなっていないものがあるもの」という公開請求を実施し、「個人情報保護規則」が公開されているが、「個人情報保護規則」には、「告示を行っていない」との明記はなされていないため、情報公開の対象となる情報は明記された文章であるか否かが問題となることはないとする。さらに、「規定に基づく告示の事由が発生したにもかかわらず、告示を行っていない」との文面は、条例や規則の事務手続の適否を問うたものであり、それに対して町は事務手続の適否を確認し、公開決定を行っている。

（５）令和 4 年 1 月 28 日付け 4 熊総第 3 4 7 6 号では事務手続の適否について情報公開を行っているにもかかわらず、令和 4 年 1 月 28 日付け 4 熊総第 3 4 7 7 号では事務手続の適否は公開の対象にならないとは言語道断の主張である。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件審査請求の却下を求めている。

今回請求の「熊取町条例のうち、熊取町長または町職員が条例に規定された事務を適切に実施していないもの」について、庁内に該当する規程があるかどうか全課に照会した結果、いずれの課からも該当する条例はないとのことであったため、情報不存在の通知を行ったものである。

なお、今回審査請求人は、少なくとも個人情報保護条例が請求の内容に該当するものと考え、また、本町が令和2年度に実施した町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務が同条例の規定どおりに適切に実施されていないと主張しているが、情報公開開示決定では、事務手続の適否ではなく、あくまで「条例に規定された事務を適切に実施していない。」ことが明記された文書を公開するものであり、結果として対象となる文書は存在しないものである。

## 第3 理由

### 1 情報公開審査会の判断

#### (1) 争点について

審査請求人は、熊取町が令和2年度に実施した民営化事務において、児童虐待に関する個人情報の収集が、個人情報保護条例第7条第4項ただし書の規定に基づかずに行われたのではないかと考えていること、民営化事務に係る個人情報取扱事務登録簿について、児童虐待に係る個人情報の項目が記載されておらず、また、あらかじめ町長に届出もなされていないことなどの理由から、公開請求した情報について、少なくとも個人情報保護条例が該当するものと主張している。

一方、処分庁は、公開請求された情報について、該当する条例があるかどうか全課に照会した結果、いずれの課からも該当する条例はないとの結果であったことから、当該情報については存在しないと主張している。

以上の点から、審査請求人が請求した情報が存在すると認められるか否かが争点である。

#### (2) 本件処分の妥当性について

本件対象文書は、熊取町条例のうち、熊取町長または町職員が条例に規定された事務を適切に実施していないものである。

情報公開制度における情報公開の決定にあたっては、請求人から公開請求された情報を処分庁が保有しているか否か、保有している場合は、当該情報が公開することができる情報か

否かを判断して行うものである。

また、情報公開制度においては、処分庁の事務の適否の判断又は事務処理の事実関係を明らかにすることが情報公開の前提となるような情報公開請求がなされた場合においては、情報公開審査会は、処分庁の事務の適否の判断又は事務処理の事実関係を明らかにすることが困難であるため、情報の特定を行うことができないものと考えられることから、公開請求された情報がそのような内容であった場合は、処分庁は、請求人に対し情報の特定を確実にできるよう、請求の内容について補正させることが必要である。

それを踏まえた上で、審査請求人は情報公開条例が本件対象文書に該当するものと主張するが、処分庁は、審査請求人が公開請求した情報について、該当する情報があるか否かを全課に照会し、該当する条例はないという結果となったことをもって情報不存在決定の処分を行ったとの主張は、合理性があると判断する。

また、審査請求人は、令和4年12月28日付け4熊総第3476号において「告示をする旨の規定がある熊取町条例や規則の内、その規定に基づく告示の事由が発生したにもかかわらず、告示をおこなっていないものがあるもの」として個人情報保護規則が開示されていることについて、事務手続きの適否について情報公開を行っていることを主張するが、情報公開規則の規定に基づく「都度の告示」は行っていないとの説明を既に受けており、改めて事務の適否を判断したとまでは認められない。

なお、当審査会は、条例に関する事務手続の適否について判断するところではなく、審査請求人が当該審査請求書において列挙する処分庁への具体的理由の説明要求についても判断するものではなく、また、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

そのため、不存在決定は妥当である。

## 2 結論

情報公開審査会の判断と同様の理由により、不存在決定は妥当であると判断する。よって行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年2月15日

熊取町長 藤原 敏司

## 教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることができません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります、なお、正当な理由があるときは、上記の期間がこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。